

発議第18号

山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について（案）

山形県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「出産」を「出産（配偶者の出産を含む。）」に、「介護」を「介護、看護」に改める。

第97条中「議場」を「議場及び傍聴席」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和6年12月20日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 榎 津 博 士

提 案 理 由

多様な人材の参画の観点から、欠席事由の例示を追加する等のため、提案するものである。